



おる。そして同時に、それに労災の改正をやらなければならぬことがきまつてゐるにもかかわらず、お出しにならぬで、やかましく言われて、あとから同じ国会で二度にわたって船員保険法の改正をやつたわけです。船員保険法の改正といふものは、いつでも何か他の保険の改正のあとを追つていく、こういう形で出てきているのです。従つて、その改正といふものが不徹底だ。何か陸上の労働者と非常に違つた感じのものに見られて、これは船員にとってはきわめて迷惑な話だと思うのであります。今運輸委員会で船員法の一部改正が同時に審議されておるのだけれども、これは二十七日には、船員に関する港湾労働法ですか、そういう法律が悪いといふので、アメリカやカナダの港湾労働者が日本本邦ボイコットのストライキでもやる、こういう形になつてきておる。もう少し気恵の方は船員保険法をきつと検討されて、小じんまりを追うのじゃなくて、この保険は総合保険ですから、むしろ他の保険を引っぱっていく形をどうして作れないのかと不思議に思うのですが、これは船員課長の方で勉強不足なのかどうなのかよく知りませんけれども、どうも少し消極的だという感じがするのですが、どういうわけですか。

○高田政府委員 今お話しのありましたように、船員保険は、労災であるとか失業であるとか、それらを含めた総合保険の形になつておりますので、ある意味においては社会保険の一つのモデル的な行き方だし、同時にまた、そ

れだけに内容が非常に複雑で、いろいろな関連が出てきてむずかしい問題のあることも、反面においては言えるわけあります。そこで実はお話をありますように、もちろん年金部門についても厚生年金との関連において問題がありますが、労災部門についても、たとえばメリット・システムの問題でありますとか、それらを含めいろいろな問題があるわけです。これらを率直に申し上げて十分検討して結論を出すには、私も就任をいたしましてから少し日が足らないわけであります。しかば、これを一年なり何年なり延ばすかということになると、それも十一年近く据え置いておるわけございまさりますが、それによりますと、三万四千五百円から五万円までの者が四・四二%，それから五万円から十万二千円までの者が〇・七%，それ以外の者が三万四千五百円以下というところになります。こまかい数字は一々読み上げるとあれですか、一応それだけ申し上げます。

○高田政府委員 そうしますと、三万五千円以下の者が九五%くらいおるわけですかといふうに私は判断をして、一応これまで提案をして、そして宿題としていろいろ問題のあります点はここ一年間のうちに十分検討してここに御審議をわざわざしたい、かような考え方で、すでにいろいろな問題については検討に着手しているわけでございます。そういう事情であることを一つ御了承いただきたいと思います。

○鷲井委員 就任したので、とりあえず船員保険にも何かやつておかなければかりかといふうのでおやりになつたそうですが、それならそういうことで一つ受け取ります、就任早々でありますがあたたぬではなんでしょうか……。冒頭に指摘しましたように、船員保険の一一番重要な問題は、標準報酬の適正化の対策です。厚生省は、多分標準報酬の適正化月間といふようなものを設けまして、実態調査をおやりになつたと思うのですが、その標準報酬

の実態調査の結果はどういう結果が出でていますか。

○高田政府委員 三十五年の九月に、主として漁船の被保険者約八万人について、三万六千円をこえる者についても厚生年金との関連において問題がありますが、労災部門についても、もちろん年金部門についても厚生年金との関連において問題があります。そこで実はお話をありますように、もちろん年金部門についても厚生年金との関連において問題がありますが、労災部門についても、たとえばメリット・システムの問題でありますとか、それらを含めいろいろな問題があるわけです。これらを率直に申し上げて十分検討して結論を出すには、私も就任をいたしましてから少し日が足らないわけであります。しかば、これを一年なり何年なり延ばすかということになると、それも十一年近く据え置いておるわけございまさりますが、それによりますと、三万四千五百円から五万円までの者が四・四二%，それから五万円から十万二千円までの者が〇・七%，それ以外の者が三万四千五百円以下というところになります。こまかい数字は一々読み上げるとあれですか、一応それだけ申し上げます。

○高田政府委員 そうしますと、三万五千円以下の者が九五%くらいおるわけですかといふうに私は判断をして、一応これまで提案をして、そして宿題としていろいろ問題のあります点はここ一年間のうちに十分検討してここに御審議をわざわざしたい、かのような考え方で、すでにいろいろな問題については検討に着手しているわけでございます。そういう事情であることを一つ御了承いただきたいと思います。

○鷲井委員 就任したので、とりあえず船員保険にも何かやつておかなければかりかといふうのでおやりになつたそうですが、それならそういうことで一つ受け取ります、就任早々でありますがあたたぬではなんでしょうか……。冒頭に指摘しましたように、船員保険の一一番重要な問題は、標準報酬の適正化の対策です。厚生省は、多分標準報酬の適正化月間といふようなものを設けまして、実態調査をおやりになつたと思うのですが、その標準報酬

の実態等を十分調査した上で、その辺

近は漁業の形態も沿岸から沖合へと変わつてきつたります。そこでは、あなたの方も今度の改正にいから遠洋へと変わつてきつたります。されども、しかし三十トン以下の船といふものは、漁船としては相当たくさんあるわけでしょう。そこらのあなたの方の基本的な考え方はどうですか。

○高田政府委員 これはよく御承知のよう、船員保険の被保険者は、船員法第一条の船員をそのまま引つぱつてそれを被保険者とする、そういうふうな仕組みにしておるわけでございます。従つて、船員法第一条の船員よりも広くもなければ狭くもない、これが現在の仕組みでございます。そこでこの辺の、どの範囲を船員法の船員にするかということについては運輸省の方からお答えがあるかと思いますが、お話を伺つた方が、より賢明な措置じゃないかといふうに私は判断をして、一応これまで提案をして、そして宿題としていろいろ問題のあります点はここ一年間のうちに十分検討してここに御審議をわざわざしたい、かのような考え方で、すでにいろいろな問題については検討に着手しているわけでございます。そういう事情であることを一つ御了承いただきたいと思います。

○鷲井委員 私が推定するに、漁船三十トン以上と船は三十トン以上しか保険に加入せしめない。普通の機帆船だつたら五トン以上は保険に加入できるわけですね。私が推定するに、漁船三十トン以上と船は三十トン未満の漁船の問題については別に船員法の改正が提案されておりません。普通の機帆船だつたら五トン以上は保険に加入できるわけですね。私が推定するに、漁船三十トン以上と船は三十トン未満の漁船の問題については別に船員法の改正が提案されておりません。普通の機帆船だつたら五トン以上は保険に加入できるわけですね。

○高田政府委員 今の点は、船員法の改正に伴つてこつちの方を改正する必要はないわけなんで、船員保険法の七条をこらんいただきますと、「船員法第二条ニ規定スル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス」、こうなつておるわけでございますから、こちらの方を手直しする必要はないわけでございます。

○鷲井委員 手直しする必要はないが、それならば、予算その他をあなたの方は二十トンでやっておるかどうかといふことです。それじゃお尋ねしますが、今度三十トンを二十トンに引き下げる場合に、予算関係でどの程度の収入増、それに見合ひ支出の増になるのですか。

○高田政府委員 この船員法第一条の改正に伴つて、どの程度の賃金の者がどの程度ふえるかといふことについてばくたる数字はござりますけれども、精細な調査はまだ行なわれていないわけでございます。それで、船員法の改正が実施されるまでにその辺のこところを十分検討して、船員保険に対する影響を考えたい、こういう考え方でござりますが、概略的に申し上げますと、現在船員法の改正によって船員保険の被保険者となると考えられる者が約一人万人ござります。これらについて賃金の実態等を十分調査した上で、その辺

いうようにいたしたい、かような考え方で、現在関係省と十分連絡をとりながら進んでおるわけあります。

○滝井委員 そうしますと、今年の船員保険の特別会計の被保険者の二十三万六千六百人いう中には、今の二十トンに下げることによつてふえる一万人程度の被保険者を入れて、予算を組んでいらっしゃるのですか。

○高田政府委員 現在は入れておりますが、そのうち、今話が出来ました適用範囲の拡張は、私の方の予定では三十八年四月一日から行ないたいというふうに考えております。従つて、保険等の措置は、来年度の三十八年度予算で間に合ひのじやないかというふうに考えております。

○滝井委員 入れていないんでしょうか。僕は入れていないのだろうと思うて質問しているのです。だから、やっぱりこういうところの法律の改正——非常にこまかいようであるけれども、家族をひつくるめで六十万そこそしかない、しかも、被保険者は二十三万六千六百人だ、その一万人がこれに加わるか加わらぬかの問題で、その一万人にとつてはこれは大へんなことです。今まで三十トン以上で、加えられたないのですから、加えてもらいたいといふ要望が強かつた。ところが、保険料の徴収その他で非常に問題があるので、なかなか加えてもらえないかった。これは、われわれはすべての漁船について適用すべきではないかといふ主張をしておつたのです。しかし、それが、なかなか実態をつかむのが困難だったわけでしよう。しかし、今度は二十トンの漁船ということになりますして、一万人がこれに加わるといふとなれば、これは今御説明をいただいたように自動的に加わることになるので、それを今から調査してといふことになると、なかなか問題だと思うのです。これはいつごろからこの保険に加入せしめてくれるのです。

○住田説明員 船員法の改正を現在会にお出ししたとしているのであります。が、そのうち、今話が出来ました適用範囲の拡張は、私の方の予定では三十八年四月一日から行ないたいといふうに考えております。従つて、保険等の措置は、来年度の三十八年度予算で間に合ひのじやないかというふうに考えております。

○滝井委員 月一日になるのですか。

○住田説明員 船員法の施行は、一般的には三十七年十月一日から施行したといふうに考えておりますが、ただ適用の範囲につきましては、船員法の百十九条の二に、「政令への委任」という規定がございまして、今回適用範

域を拡張いたしますと、これまで労働基準法あるいは健康保険法、厚生年金法、失業保険法、そういうよろんな陸上労働者としてのいろいろな法律の適用を受けているわけでありまして、そういうものを船員保険法の方の適用に移すということになりますと、いろいろ複雑な経過規定が必要となりますので、そういう経過規定を作ります準備を見込みますと、三十七年十月一日から適用することが非常に困難になるのではないかという見通しで、三十八年四月一日から適用したいといふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、それは今までの予算にはあまり関係がないといふことになつてしまふのです。それで、厚生省も、船員法の施行がそうなつたときに、なかなか問題だと思うのです。これはいつごろからこの保険に加入せしめてくれるのです。

○住田説明員 現行船員法は、機帆船につきましては五トン以下、漁船につきましては三十トン以下を労働基準法の適用にゆだねているわけでござります。これは昭和二十二年に作りましたときにもうしたことになつてありますが、いかなる労働者について労働基準法を適用させ、いかなる労働者について船員法を適用させるか、その基準といいますか、区別が非常に問題があるわけですが、一応海上労働の特異性を有する者を船員法の適用範囲にし、海上で労働している者であつても、海上労働の特異性を有しない者については労働基準法の適用を受けさせた方がいいということで、一応の区別を設けているわけであります

○高田政府委員 関係者の御協力を得まして、だんだん収納率はよくなつております。三十六年度は九三%の見込みでござります。三十五年度も九三%。これは実績でございます。三十四年度が九〇%、三十三年度が八七%、三十二年度が八七%、三十一年度が八七%、三十一年度が八六%。三十七年度は九四%。これは実績でございます。

○滝井委員 そうすると、ずっと徴収成績がよくなつてきておるという実態がわかりました。そこで、保険のことなどにして、船員法との関連で少し尋ねたいのです。

○住田説明員 今回の船員法の改正で、改正案の八十二条と今までの八十二条、船に船医を乗船せしめる問題ですが、これは本質的にどこが違うことになつたのですか。今までの八十二条と今回の改正の八十二条とは、その実態において今までどどが違うことになつてているのか、御説明願いたい。

○滝井委員 そうしますと、二十トン十トンくらいの船も出るようになつた。従つて、三十トンを二十トンに切り下げる船員法の適用をするようにする、こういう御説明でございます。

○高田政府委員 そうしますと、二十四年四月一日から行ないたいといふうに考えております。従つて、保険等の措置は、来年度の三十八年度予算で間に合ひのじやないかといふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、二十トンまでの船は今まで遠洋には出なかつたのですが、その後沿岸漁業が衰微いたしまして、海上労働の特異性が非常に薄いんじやないか、そういうように考えます。それで、昭和二十二年におきましては、三

十トン以下の漁船につきましては陸上業をやる、二、三日漁業をやりましてまた根拠地へ帰つてくる。そういうことで、海上労働の特異性が非常に薄いんじやないかと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、二十トンまでの船は今まで遠洋には出なかつたのですが、最近の造船技術の進歩で二



衛生管理者制度というのは、外國にはあまり例がないのですが、ただオーストラリアだけ、ファースト・エイドということで衛生管理者制度に近いものを設けている例がございます。それ以外には、外國では大体一等航海士がファースト・エイドの職務をやつております。

それから、申し落としましたけれども、法律で船に医者を乗せろといふことをきめております外国の制度というのは、まずないと書いていいわけございません。ただ、移民船も客船のうちに入りますが、客船及び移民船につきましては、国際条約によりまして医者を乗せろということがきめられておりますが、それ以外に、外國の法律で船に医者を乗せろということを言つてゐる例はございません。昭和三十四年の二月に横浜港に入港いたしました十七カ国の外國船三百二十七隻について調べました結果、シップ・ドクターが乗つておりました船が、三百二十七隻のうち二十一隻ございました。このうち客船が十五隻ございまして、客船については法律上強制されているわけでございますが、法律上強制されるとでは、三百二十七隻全部についてシップ・ドクターを乗せなければならないわけであります。わが国の制度といいますか、現行船員法のもとでは、三百二十七隻全部について十五隻と貨物船六隻だけに乗せておるというような状態であります。

それから今回シップ・ドクターを乗せなければならぬ船が二百七隻ございますが、私の方で調査いたしましたところによると、現在船会社が雇つて

おります。シップ・ドクターのうち、定着性を持つておるといいますか、船会社に長期間にわたって雇われておる者が約百名ございます。その他の医者といふものは、大体一年以内にみな変わつておるといふのが現状でござります。従つて、現在のシップ・ドクターは定着性がござりますので、あと百名を得るとということは、そもそもかしくないのじやないかといふふうに考えております。

○滝井委員 これで衛生管理者の四百三十三人と、資格が新制高等学校程度である程度の講習をやつて、それから試験、業務は換気とか照明とか飲料水、食品その他いろいろ衛生の必要な業務をおやりになるようですが、これから厚生大臣にお尋ねすることになるのです。

今まで外国の船は乗つておらぬから、日本の船もこれから乗らぬようにするのだという結論のようにも聞こえますし、また前の説明では不足していない、船に外科の医者が必要だと思つたら、そこには精神科の医者が来たといふようなことでも困るのだといふ話のようなこともあります。これは結構局型の変わつた無医地区対策ですよ。こういう点について、無医地区の対策と同じように、今まで八十二条で、五百トン以上の船あるいは最大搭載人員百人以上の船には乗せなければならぬとなつておつたものが二百七名で、三百くらいは交代をして、あと衛生管理者ということになるのですが、こういふ現状といふものを、厚生省はやむを得ないといって黙つて見過ごすわけに

もいかぬのじやないかと思ひうのです。これは運輸省としてはやはり窮屈の策だと思うのです。おそらく三百隻に医者がいなくなる。その乗組員にとつては、私は一大恐慌だと思いますが、厚生省としては、法律を改正しなければならぬということに運輸省が追い込まれなければならぬこの事態に至るまでには、相当の糾余曲折もつたろうと思ひますが、こういう船に対する医師の確保の問題については、どう運輸省から相談を受け、あるいは対策を講じておるかですね。

○鈴村説明員 これは私が前に保険局の船員保険課長をやつておりましたとき、運輸省から、シップ・ドクターの確保について非常に困つておるから何とかしてくれという話がありまして、たとえば船員保険病院で責任を持つて出してくれといふような話をありました。ところが、二つの船員保険病院から數百名の医師を確保して出すことほともできない相談でありますので、そういうことをお断わりしたこともあつたのです。そのころからシップ・ドクターの確保について非常に困難を感じせられておつたようです。それから現実に、先ほどもお話をありましたように、たまたま乗つたお医者さんが七十過ぎのお医者さんであつて、船が出ると同時に酔つぱらつて寝てしまつてどうにもならなかつたとか、いろいろな苦情がありました。それと現実にありました苦情は、内科のお医者さんが乗つて、盲腸の患者が出ても手術ができないといふような苦痛めたこともありました。それからそ

の後に、何か貸賃制度をやってくれ、國から貸費をいたしまして何とか確保するようなどといふ話もありましたけれども、これもなかなか実際問題として困難で、実現しなかつたわけあります。そういう紅運曲折がありまして、厚生省としても、現実に一方において無医地区の医師を確保するとか、その他の面で苦労いたしておりますと、船のドクター確保までは手が回らなかつたという実情であります。そういうことで再三にわたって運輸省からの御相談なり依頼はありましたがけれども、特に厚生省として、現実に手が打てなかつたという事実はござります。ただいまの御質問に対してはその程度にしておきます。

て、それに従つた措置をとるといふことがあります。なことは、衛生管理者はできるわけあります。これは日本の場合には掖済会がやっておりますが、外国に行きますと、ローマその他にそういう医療センターを置いておりまして、外国船がヨーロッパに行つた場合にはローマの医療センターを利用するといふらうな仕組みになつております。これは条約ではなくて勧告でございますが、各國がその勧告を利用いたしまして、いろいろな措置をとつております。

と、あとで船員保険との関連が出てくるから言うのですよ。今言ったように、無電で医療センターからいろいろ指導を受けてやるのだ、その無電でやる指導というものも、この八十二条の二の四項というものに当たるのかどうかということを私は知りたいわけです。

これは非常に重要なところなんです。今後これは船だけではなくて、無医地隔操作というやつができるのですから、そこにはテレビその他ができますと、テレビでやつて見せたらしいのです。遠隔操作といつができるのですから、だらこれは非常に画期的な新しい思想がこの船員法の中に出てきておるわけです。だからこういう点を少しあつたりしておいてもらわぬと、今は本当にテレビその他の乗り組みでやつてあるわけです。

さうすると、緊急避難の条件があるわけですから、衛生管理者を麻薬の施用者にしていいのです。何日も航海していくわけですから。これはそういうことを認めますか。

**○鈴村説明員** 今まででも実はシップ・ドクターのない船が相当ありますから、そういう船において緊急の必要が起つた場合には、無電連絡によりまして、そういうことをやつてある場合があり得るわけでございますので、今度の新しい事態に対して特別どうことはつくりしておいてもらわぬと、今の通りでよろしいということになると、これから遠洋区域を航行区域とする三千トンとかなんとかいう、医者が乗り込まなければならぬ船にもそれはできることになるのです。

**○鈴村説明員** ただいまの無電の指示によりまして注射等ができるかといふお話をあります、その注射をしない

問題を出したのですよ。麻薬というのは普通持つことができないのです。かぎをかけて、しまっておかなければいけぬわけでしょう。そのしまつておる人はだれかというと、麻薬の管理著者はいなければなりません。私が言ひるのは、やはり麻薬で抑えなければならないという場合が出てくる。これは時間がたてばおさまるでしょう。しかし、一日も二日も周期的にやってきてどうにもならぬといふことは絶対にあり得るのです。

**○鈴村説明員** そういう緊急避難の場合は人命に緊急の損害が生ずると思ひます。

**○鈴井委員** そりしますと、船の中にいるは施用者でなければなりません。これは麻薬を使用する免許を持つていなければいかぬ。私が言ひるのは、そういう緊急の場合には、衛生管理者ができるといひならば、シップ・ドクターのかわりになる衛生管理者には、とつたけれども、麻薬というのは、麻薬使用者の免許が必要です。そななると、衛生管理者には麻薬使用者の資格を与えなければならぬことになるわ

けです。それは間違いためなんか、たとえば胆石による腎臓炎などの場合にあれば施用してもいいことになる。それがちょっと、なかなか問題があるところを與えますかというのです。与え

**○鈴村説明員** 今の麻薬に関する規定は、船員保険との関係です。これが船員保険と医療機関との関係ですよ。これらは全部事業からねどと一番典型的な麻薬を出したのです。それは船の中でも医者が必要だということが集中的に現われてくるのですから、盲腸みたいな手術をしなければならないときですよ。盲腸でも、今はペニシリソの他の抗生素がありますから手術をしなくともいいのですが、早く見つけて注射をすれば、ある程度

は、冷やしておけば一日、二日は持てるかもしない。手術をしなくても、限局性の腹膜炎でとどめておけるかもしれない。しかし、七軒八倒の苦しみのある腎臓結石とか、胆石とか、激しい胃痛になると、麻薬を用いなければならぬといふ場合は、やはり麻薬で抑えなければならない。ほつておくわけにはいられない。手術をしなくても、かねのときの船員保険との関係としては、航海で何日も行くのですから、やれぬということは意味しない。というのは、どういうことになるのです。しかし、いつかは乗って、そうして衛生管理者が応じるときです。船員保険で請求しておけば、それは船員保険の負担だといふことになります。

**○鈴井委員** つまりその他の手術をしなくともいいのですが、早く見つけて注射をすれば、ある程度

は、与えないのが正しいと思ひます。有者の負担ということになつております。

**○鈴井委員** 与えられないですよ。だ

**○鈴井委員** そうしますと、その場合の船員保険との関係ですよ。これから船員保険と医療機関との関係ですよ。それは船の中でも医者が必要だといふことが集中的に現われてくるのですから、盲腸みたいな手術をしなければならないときですよ。盲腸でも、今はペニシリソの他の抗生素がありますから手術をしなくともいいのですが、早く見つけて注射をすれば、ある程度

は、冷やしておけば一日、二日は持てるかもしない。手術をしなくても、かねのときの船員保険との関係としては、航海で何日も行くのですから、やれぬということは意味しない。といふことは、どういうことになるのです。しかし、いつかは乗って、そうして衛生管理者が応じるときです。船員保険で請求しておけば、それは船員保険の負担だといふことになります。

**○鈴井委員** 船員保険で疾病的給付をするのは、保険医療機関でなければいけないわけですが、これらは船員保険

付の対象になるのだから、船員保険

付の対象になるのを

のだが、医師の乗つておる船の診療所については、保険医療機関になつて支払いを受けられる。しかし、衛生管理者がその治療費の一ヶ月を持つ。こういふふうな陸地の医師の指示によってやります治療的な行為はきわめて緊急避難的なものでありますので、症状が続

くようになるのです。

**○鈴村説明員** 衛生管理者が、そ

うふうな陸地の医師の指示によつてや

ります治療的な行為はきわめて緊急避

難的なものでありますので、症状が続

くようになるのです。

**○鈴村説明員** 衛生管理者が、そ

うふうな陸地の医師の指示によつてや

ります治療的な行為はきわめて緊急避

難的なものでありますので、症状が続

くようになるのです。

**○鈴村説明員** 衛生管理者が、そ

うふうな陸地の医師の指示によつてや

ります治療的な行為はきわめて緊急避

難的なものでありますので、症状が続

くようになるのです。

港に入つて、そこで医師の診察なり治療を受ける、こういうふうに指導していただくように運輸省にはお願いしております。

○滝井委員 それは特急が博多から東京に来る十七時間くらいのことじやないんですよ。そうでしょう。遠洋航海に出で行つたら、もよりのところといふのは、貨物の都合その他、なかなか二日も三日もからなければ寄れぬ場合も出てくるわけです。だから、どうして私がこういへんちくりんな質問をするかというと、この衛生管理者は命をなくして損害賠償を訴えられると、これは処置ないです。そりでしょ。これは医師法違反ということになるんですよ。だから、この衛生管理者といふものを作つたけれども、あちこちで船の上へ人が死んで、そしてこの衛生管理者なり船会社が訴えられるということは、私はあり得ると思う。処置を誤つた、手おくれになつた、あるいは注射を間違えたといふようなことがあり得ると思う。高等学校を卒業して、百時間かそこらしか講習をやらないんですね。だから、これ以上やりませんけれども、やはりこういう点は、もう少しこの実施にあたつては、これは今までの船員法の中の新しい転換点ですから、厚生省と運輸省との間に十分打ち合わせをして、衛生管理者なり船会社が訴えられないようないふらの处置といふものは、やはりきつと法律的にも整えておく必要があると思う。これは医師法違反といふものなり得るんですよ。同時に、こういう制度といふものは暫定的なものにして、医師の充足等をもう少し厚生省が積極的にお考へになつてやることが

必要だと思います。最後に大臣からこの点に関する見解を伺つて、次に移りたいと思います。

○灘尾国務大臣 だんだんとお話を伺いしたわけでございますけれども、今回の船医の問題についての措置は、実情から申しまして、厚生省といましてもやむを得ないものがあると存じまして、御同意を申し上げたようになります。理想を申し上げますれば、どの船にもお医者さんが乗つてほしいということありますけれども、実際問題としてはなかなかかそうちがあらう。また、現在の状況から申しましてやむを得ないであろうといふことで、実は御質問を申し上げているわけでございます。それだけに、衛生管理者といふ制度につきまして、厚生省としても非常な関心を持たざるを得ない、どういふうな資格を備えた人を衛生管理者として認めるかといふ問題についても、とくと運輸省とも打ち合わせをしたいと思いますし、また、その人たちが船内においてどの程度のことができるかといふ問題につきましても、もうとこさに厚生省といふいたしましても研究いたしまして、できるだけ災いが起ららないようといふ配慮はいたして参らなければならぬと思うのでござります。

なおまた、船医の問題であります。が、船員法の九十二条の二に「船員保険の対象には仕組んでおりませんが、この行方不明手当といふのは災害補償の一項なんでしょう、どういふ性格のものですか。  
○滝井委員 災害補償ならば船員保険の対象にならなければならぬ。これはどちら三十人の死んだ船員全部の行方不明手当を三ヶ月分も出せと言つたって、かのように考えております。  
○高田政府委員 これは現在のところ船員保険の対象には仕組んでおりません。この点は、もとと検討した上で船員保険での保険化の問題を考えたい、おきまして、私の方でもなおよく検討もいたしますし、また運輸省ともよく御相談をいたしたい、かよろに考えておる次第であります。

【小沢(辰)委員長代理退席、委員長着席】  
○滝井委員 昨年一年だけでもけつこうですが、船の上で緊急に処置をしなければならぬ、医師の手でやらなければならぬというような件数、それは一體どの程度ありましたか。  
○住田説明員 詳しい資料がございませんが、この行方不明手当といふのは災害補償の一項なんでしょう、どういふ性格のものですか。  
○滝井委員 災害補償ならば船員保険の対象にならなければならぬ。これは労災を含んでいますからね。私がどうして何とかといふと、一ぱい親方と申しますが、一隻しか船を持たない。運輸省の方は、船が恢復をして親方も何をとりになつたのですか。  
○高田政府委員 この点は、運輸省とも十分話し合つている問題でございまして、おつしやつたのだけれども、災害補償ならば災害補償らしく保険の裏づけが必要だと思うのですが、運輸省の方は厚生省と十分連絡の上でこういふ処置をおとりになつたのですか。

○滝井委員 やはり相当にたくさんあることがあります。その他の七十二件といふような事例を指定するといふふうな条項もあるが、遠洋航海その他につきましても、運輸省で七百件、機帆船で百二十八件、汽船関係で八百八十件、その他で七十二件といふような事例、その他の七十二件といふような事故は、汽船関係で七百件、機帆船で百二十八件、汽船関係で八百八十件、その他で七十二件といふような事故です。そういうものもいろいろあると思うのですが、それは当然保険の対象にしておいてもらわぬと、行方不明手当といふものが川たつてしまふがせませんと、いう問題が出てくるわけですね。そうしますと、これは当然保険の対象にしておいてもらわぬと、行方不明手当といふものが川たつてしまふがないと思う。だから、これは選択しておいてもらわぬといふのではございません。そういたしますと、これは必ず、保険の対象にするかしないかですが、保険の対象にするかしないかといふ点については、今お話しのようないふらの原因で行方不明になつた場合もござりますし、行方不明になるに至る原因といふものもいろいろあると思うのでござります。そういたしますと、これを保険事故として的確に把握するといふことからもいろいろ問題がござりますし、それらのところは、保険事故としてやつしていくことがはたして適当であるかどうかということをもう少し検討した上で結論を出したいたい、かようなことで、現在のところは保険事故に取



はけつこうですが、わかることがほんとうだと思つ。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

私はどうしてきようあなたにそれを尋ねるかといふと、最近労災保険といふのが黒字になりつつある。それできよう大野さんに来てもらつておるので船員保険の実態はどうなんだといふことを私は知りたいわけなんです。標準報酬をお上げになるのならば、現状のままで船員保険の災害部門が黒字であるならば、この標準報酬を上げた分だけ料率は下げてもいいことになります。そこらの関係、片方は全般的に適用するから上げなければならぬ。しかし、この料率を下げておけば、とんとんならば収入はもの今までいいわけです。大野さん、あなたの方の労災全般の経理、歳入、歳出のバランスといふものはどういう状態であるか。船員の労災全部は、あなたの方の労働省がお握りになっておらなければなりません。運輸省がお握りになつておるはずだが、船員の方に焦点を当てた場合にはどうなるか、全体と船員、一つあの方でわかつておれば御説明願いたい。

○大野説明員 船員の関係は、私どもの所管外のことと、詳しいことはわからりません。労災全体の収支につきましては、三十五年度の年間の収支は五十五億の黒字、予備金勘定とかいうものを入れて百二十五億の赤字になります。

○鷹井委員 そうすると、三十六年度の見通しはどういことになりますか。

○大野説明員 三十五年で大体百四

〇大野説明員 三十六年度は、大よそ

の見通しでございますが、年間の収支は約七十億の黒字に相なりまして、従いまして、支払い備金勘定を勘案いたしまして、赤字は約百億程度に圧縮する

のではないいかと存じます。

〇鷹井委員 労働者災害補償保険法の二十六条で、「保険料率は、この法律の通用を受けるすべての事業の過去五年間の災害率を基礎として、被等級に区別して、賃金一円当たりについて主務大臣が、これを定める。」こうなつておるわけです。この二十六条の保険料率の定め方は、船員保険も大体こういいうやり方をおやりになつておるわけでしょ。

〇高田政府委員 船員保険ではそれと違いまして、一本で計算をいたしておられます。メリットを考えていないわけ

〇鷹井委員 わかりました。これで大いに備金とやらに累積することになるわけですか。

〇大野説明員 さようござります。

〇鷹井委員 わかりました。これで大いに備金とやらに累積することになるわけですか。

〇大野説明員 さようござります。

〇鷹井委員 そうしますと、三十六年

十億でございます。これは支払い備金一一積立金とは違います。支払い備金に引き当てる勘定が……。

〇鷹井委員 三十五年末で……。

〇大野説明員 百四十億になるわけで

金一一積立金とは違います。支払い備金に引き当てる勘定が……。

〇鷹井委員 その年度までに起こった災害に対する支払いに充てるのだから、労災その他はその年度までに起こっている災害だからこれは累積しておるのですから、なおらずに箱根の療養所に呻吟しているわけです。当然それは二百日とか二百四十日では食えません。

全国労働者の平均賃金の二〇%以上の上昇がなければこれは動かさないので

りになつて、そうしてこの第一種の自宅療養のものについては平均賃金の六五%、二百四十日分ですね、それから第二種の入院療養については平均賃金の五五%、すなわち二百日分を支給する

ことになつた。ところが現在これでは食えないと言つておる。働いてな

であります。それで国家公務員その他の賃金は上がつてくけれども、この方は、全

ておりませんが、この程度では食えな

いわけですね。たとえば箱根の療養所等では、脊損の人たちがすいぶん入院

ことになつた。ところが現在これ

では食えないと言つておる。働いてな

であります。それで国家公務員その他の賃金は上がつてくけれども、この方は、全

ておりませんが、この程度では食えな

いわけですね。たとえば箱根の療養所等では、脊損の人たちがすいぶん入院

ことになつた。ところが現在これ

では食えないと言つておる。働いてな

であります。それで国家公務員その他の賃金は

上がつてくけれども、この方は、全

ておりませんが、この程度では食えな

す。これが赤字ならば、もうちょっと待ちなさいということになるのです。

ところが、黒字です。労災は黒字で、しかも大蔵省から事務費その他もあるらつていい。僕らがいつも指摘するように、これは労災自身のあれでまかなかつていらつてしまふ。これは私、どうしてやらないのかな、大野さん、そこらあたりちよつと明白な御答弁をいただきたいのですが……。

○大野説明員 保険の給付を賃金にリンクさせていくという方法を現在とつておりますから、それと離れるということは、もちろんこれは保険制度の根本的な改革ということに相なるだらう存じます。さような御意見も伺つておりますので、私どもの方では、目下そういう問題を含めて検討はいたしております。しかしながら、ただいまおわられましたように、支払い備金がたまつているからそれを支払いに出せばいいじゃないかという御議論に対しましては、現在のベースで将来給付を續けていくためには、さような金額を持つていてなければならない性格なんですが、いまして、その問題とこの問題とは別個だと考えております。

○滝井委員 現実に生活保護も引き上げたのです。生活保護も、昨年一八%当初予算で引き上げ、補正予算で五%引き上げ、今年度当初予算で十三%、三十六名引き上げているのです。それからあなたの方の別な所管の日雇い労働者の賃金も、三百八十六円から四百二十五円に引き上げているわけでしょ。それと比べて、二百廿一分しかくれないというのは、ほとんど掛けぬので、脊髓が折れてしまつてしまつたのですから、そういう人に二百日分

だけ与えて、しかも二百日といふものも、まるまる一〇〇%くるのじゃなく五分ですから、これは一家養えぬわけです。そうすると、生活保護は引き上げておる、日雇い賃金も引き上げておつて、この労災の方を上げぬという理論もない。たまたまそれが二〇%のスライドの制度があるためにそれがと

そのままにして、あなたの方で、もしこういう悲惨な状態に對して積極的に意欲があるならば、その分だけお返しになつてもいいわけです。スライドは二〇%そのままにしておつて、それもその後おやりにならぬ。そうすると、ここだけ置いてけぼりになるのです。

それで私は、一応個人的に、労働省の当初予算を審議するときに、これはおやりになつておりますかと言つたら、実はやつております、けしからぬじやないかと言つておいた、注意はしておいたのです。しかし、これはあなたの方が先行しないと、船員保険は今までの実績ではやはりついでいけないと、だから、これは支払い予備金だからと、こう大野さんはおつしやるけれども、これは支払つてもいいものだから、何も二百十億をためる必要はない。足りなくなつたら、メリット・システムですから、事業主からとつたらい、うんともうけておるんだから。事業主のあの過大な設備投資を見てごらんなさい。どんどん物にはつき込んでおるけれども、こういふ人間にも、あの設備投資をする意欲を持つてつき込んでおるといふ。自分の企業で、労災で脊髓を折り、けい肺になつておる患者に、その千方百の一ぐらいはつき込んでもら

いたい。こういう氣持ですよ。だから、こらあたり、何かあなたの方で頑張るに言われますけれども、それならなつたんじやないです。労災保険の理窟もたつたんじやないです。

○大野説明員 保険料率の告示をお出しにあります。

○滝井委員 それは引き上げる告示ですか、引き下げる告示ですか。

○大野説明員 御承知のように、労災保険は、業種によりまして非常にたくさんに分かれおりまして、引き上げるものもあり、引き下げるものもある、そのままのものもござります。

○滝井委員 そろしますと、引き上げるものもあり、引き下げるものもある、そのままのものもござります。

○滝井委員 そろしますと、引き上げるものもあり、引き下げるものもある、そのままのものもござります。

○大野説明員 今年度までの業種の数が六十二業種ございます。そのうちで引き上げるものは三つでございます。二十一が据え置きで、その他が引き下げる方に入つております。

○滝井委員 そろしますと、引き下げる方が多くなつた。二百十億の金がたまつておる。ところが、業種によつて引き上げるものと引き下げるものがある、あるいは据え置くものがある。しかし、引き下げるものの方が多い。約四十近く引き下げる気になるわけですね。これは結局だが一番得するかといふ、あるいは据え置くものがある。しきりに、引き下げるものの方が多い。約

二百四十日分あるいは二百日分といふのは、平均賃金によるまるの二百日分か六〇%といふお話をございましたが、あるいは二百四十日分であります。それから先ほど、平均賃金の五五%が三十七年度が、去年が三百七十九億。四百二十二億の保険料から余りが出てくることになるわけですが、これから実績のあるところは引き上げるけれども、実績の少ないところは引き下げる、これもいいと思うんです。これもいいと思いますけれども、たとえばことしの保険料収入が四百二十二億だ

会保障に関する制度全般の調整の機会において検討せよということが書いてござります。従いまして、私どもは、その線に従つて検討をいたしているところです。

○滝井委員 まあ反論として、積んだ

金には関係ないとおっしゃるけれども、これから積める金が少なくなることは事実です。積む金が少なくなると、そういうことは、前の支払いに対しても、これから支払いができないということになります。それから二百日か二百四十日といろいろ申しましたけれども、ともかく二百日や二百四十日じや食えないと、いう現実です。私は実態調査をしてみた。試みに大野さんが箱根の脊損の療養所に行つてみると、みんなから泣きつかれる。あなたの方から一人ぐらいい人が調査を行つてはいるはずだ。これをもうみながら言つてはいる。それから実績のあるところは引き上げるけれども、実績の少ないところは引き下げる、これもいいと思うんです。これもいいと思いますけれども、たとえばことしの保険料収入が四百二十二億だ

は、いろいろの御議論も伺つておりますし、私どもも検討いたしておりますが、この前の改正法の附則第十七条の

ところにおきまして、この問題は、社



藤大先生もおりますから、一つ十分相談してやつていただきたい。こういうことは問題だと思ふが、私はこれ以上言いません。

そこで、私はかりやつておつてもなうですから、船員保険法の一部を改正する法律案は一応これで終わりますが、さいぜんの行方不明の者に対する手当といふものを、保険料の裏づけがどうしても必要だ。この点については、一つ最後に委員長の方から、委員会を代表してでも大臣に御質問になつておいていただきたいと思うのです。

これで一応私の質問を終ります。

○中野委員長 先ほどの滝井委員の発言の中で、今回船員保険法の改正で行

方不明手当が新設されることとなつたが、その性質は灾害補償と認められるものである。海難等の場合にはこれを船員保険で見てやるべきものと思うがどうか。これは委員会全体の空気もそれについて同調のように思えるし、委員長としても、厚生省で慎重に検討の上みやかに結論を出すべきものと思うが、大臣の所見をこの機会に伺つておきたい。

○瀧尾國務大臣 お尋ねの御趣旨は十分了承いたしました。御趣旨を尊重いたしまして検討いたしたいと思います。

○中野委員長 八木一男君。

○八木(一)委員 船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、同僚委員が御質問になつた点にあまり重ならない点で、御質問申し上げたいと思います。

厚生大臣は、昭和三十二年の三月、第一十六国会で健康保険法と船員保

法の改正がなされました際に、次のようないふな附帯決議がなされていることを御存じであるかどうか伺いたいと思いまが、さくらんばの行方不明の者に対する手当といふものを、保険料の裏づけがどうしても必要だ。この点については、一つ最後に委員長の方から、委員会を代表してでも大臣に御質問になつておいていただきたいと思うのです。

それで申しますと、「健康保険の被保険者の一部負担制度をなすことと、船員保険の標準報酬額を引き上げた反面、船員保険の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据え置き、しかしも被保険者の一部負担制度をなすことについて検討の必要がある。」こういう決議について御存じでございましょうか。

○瀧尾國務大臣 決議の趣旨は承知いたしております。

○八木(一)委員 この一部負担制の問題について、昭和三十二年に、これについて早急に根本的な改正について検討の必要があるとされておりましたが、それからすでに数年を経ているわけですが、それについて何も根本的な改正がされていない。検討すらされていないという状況であります。そのことについての厚生省の責任についてどう考えておられるか、伺いたいと思います。

○瀧尾國務大臣 私の承知いたしておりますところでは、決してなおざりにいたしておったわけではないと存じます。いろいろ検討をいたしておりまが、この一部負担制度を直ちに廃止するということは適当であるかどうかといふことについて、まだ結論が出ていないように承知いたしております。

○八木(一)委員 昭和三十二年にこの

五年にもされております。三十四年にも、この問題は社会労働委員会において、決議ではないに、質疑、追及といふ形で非常に大きく問題にされている

べきだと思います。というのは、厚生

大臣のお考

えを

根本的に改めていたた

くべきであります。

も、政府がどうい

う方針であつても、

さくらんばの面子にかかる、そ

うい

うな附帯決議がなされていることを御存じであるかどうか伺いたいと思いまが、さくらんばの行方不明の者に対する手当といふものを、保険料の裏づけがどうしても必要だ。この点については、一つ最後に委員長の方から、委員会を代表してでも大臣に御質問になつておいていただきたいと思うのです。

それで申しますと、「健康保険の被保険者の一部負担制度をなすことと、船員保険の標準報酬額を引き上げた反面、船員保険の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据え置き、しかしも被保険者の一部負担制度をなすことについて検討の必要がある。」こういう決議について御存じでございましょうか。

○瀧尾國務大臣 決議の趣旨は承知いたしております。

○八木(一)委員 この一部負担制の問題について、昭和三十二年に、これについて早急に根本的な改正について検討の必要があるとされておりましたが、それからすでに数年を経ているわけですが、それについて何も根本的な改正がされていない。検討すらされていないという状況であります。そのことについての厚生省の責任についてどう考えておられるか、伺いたいと思います。

○瀧尾國務大臣 私の承知いたしておりますところでは、決してなおざりにいたしておったわけではないと存じます。いろいろ検討をいたしましたが、いろいろ検討をいたしましたが、その結果なければならぬわけがありますが、いろいろ検討をいたしましたが、その結果までは済まない。大臣のその点についてのお考

えをもう一回伺いたいと思ひます。幾分御遠慮申し上げますけれども、その間における厚生省、特にこの問題を扱つておる保険局、この責任はそのままで済まない。大臣のその点についてお考

えをもう一回伺いたいと思ひます。なつてこの問題を貰っている。そういうことでござまかされて、そのままスルップになつて、保険局の一握りの官僚が、国会の意思を踏みにじつて、国民の要望をじゅうりんして、内閣の、国民のために政治をやりたいと

いう考え方を横にひん曲げているわけです。これが代々の保険局。この問題について、昭和三十二、三年に、時の岸内閣総理大臣に対し、時の保険局長を、そういうような悪い考え方を推進ました。もちろん責任があると申さなければならぬわけがありますが、いろいろ検討をいたしましたが、その結果として、今直ちにこれを廃止することはないかがであろうかといふようなこと

が、さよなら結論になつてゐる。いましばらくは、この制度はやはり廃止するといふことが今日の状況でございます。いろいろ検討をいたしておりまが、さよなら結論になつてゐる。いま私は承知いたしております。決してなおざりにしておる、放任しておるといふふうなことで時日を経過したるものでないといふことは、一つ御了承

を得ておきたいと思います。

も、たん一部負担の問題になると鬼

のようになつて、とにかく極端なわ

らす屋になつて、國論がどうあつて、

委員会はどうされても、これを曲げた

われであります。数年間もこれが放置

されておるようだつたら、このまま

ほつておいたらまた数年間放置され

る。

問題があるからいろいろ決議がさ

れであります。それでは行政官庁の怠

慢をそしられても仕方がないと思ひ

る。問題があるからいろいろ決議がさ

れであります。

わざであります。

国会の意思が表示せられているわ

けであります。それでは行政官庁の怠

慢をそしられても仕方がないと思ひ

る。

問題があるからいろいろ決議がさ

れであります。

も、政府がどうい

う方針であつても、

さくらんばの面子にかかる、そ

うい

うな附帯決議がなされていることを御存じであるかどうか伺いたいと思ひます。

これは

さくらんばの行方不明の者に対する手当といふものを、保険料の裏づけがどうしても必要だ。この点については、一つ最後に委員長の方から、委員会を代表してでも大臣に御質問になつておいていただきたいと思うのです。

それで申しますと、「健康保険の被保険者の一部負担制度をなすことと、船員保険の標準報酬額を引き上げた反面、船員保険の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据え置き、しかしも被保険者の一部負担制度をなすことについて検討の必要がある。」こういう決議について御存じでございましょうか。

○瀧尾國務大臣 決議の趣旨は承知いたしております。

○八木(一)委員 この一部負担制の問題について、昭和三十二年に、これについて早急に根本的な改正について検討の必要があるとされておりましたが、それからすでに数年を経ているわけですが、それについて何も根本的な改正がされていない。検討すらされていないという状況であります。そのことについての厚生省の責任についてどう考えておられるか、伺いたいと思います。

○瀧尾國務大臣 私の承知いたしておりますところでは、決してなおざりにいたしておったわけではないと存じます。いろいろ検討をいたしましたが、その結果なければならぬわけがありますが、いろいろ検討をいたしましたが、その結果までは済まない。大臣のその点についてお考

えをもう一回伺いたいと思ひます。なつてこの問題を貰っている。そういうことでござまかされて、そのままスルップになつて、保険局の一握りの官僚が、国会の意思を踏みにじつて、内閣の、国民のために政治をやりたいと

いう考え方を横にひん曲げているわけです。これが代々の保険局。この問題について、昭和三十二、三年に、時の岸内閣総理大臣に対し、時の保険局長を、そういうような悪い考え方を推進ました。もちろん責任があると申さなければならぬわけがありますが、いろいろ検討をいたしましたが、その結果までは済まない。大臣のその点についてお考

えをもう一回伺いたいと思ひます。なつてこの問題を貰っている。そういうことでござまかされて、そのままスルップになつて、保険局の一握りの官僚が、国会の意思を踏みにじつて、内閣の、国民のために政治をやりたいと

も事業主負担の問題が入っております。そういうふうな関係から見ますと、一部負担という制度はいかにもおかしいじゃないか、こういうふうな考え方の方も私はあり得ると思うのであります。また事実、一応一部負担をいたしましても、事業主が負担すべきものはやはり事業主が払わなければならぬ、こういうことにもなつておる。ただ実際問題いたしまして、従来、被保險者が一部負担をやつたけれども、事業主から取れない、あるいは取ることを迷慮しておる。いろいろそういうふうなことがあって、法律が完全に実施されておらないようならぬもある、あるいはあつたのじゃなかろうか、かように思うわけであります。いずれにしましても、職務上の傷病につきましては、一部負担をいたしましても、終局的には被保險者の損にならないようになりますと、一部負担の制度も、保険事故の多い業種、保険事故の少ない業種といふふうなものの間に存する不均衡というものもある、あるいはこういうことによつて多少是正される面もある、あるいは船員、被保險者に対する保険衛生上の管理について一そこの注意を促す、こういうふうな効果もありはしないか。かれこれ勘案いたしまして、一部負担の廃止ということに踏み切るというところまで、まだ至つておらないというのが、私は今日の状況じやないかと思うのです。これはもう若らく八木さんもよく御承知だろうと思ひますが、そういうふうなことでございまして、保険局の一部の者が、一部

負担にしやむに固執しておるということであつてはいかぬと思います。政策上とるべからざるものであるといふで承知しておりますところでは、いろいろ検討してもなかなかそこまでの結論が出ていない、こう考えるものですから、先ほど申し上げましたようなお答えをいたしておるわけでござります。官僚の独善と申しますか、あるいは意地と申しますか、そういうふうなことですかよな社会保障に関する政策が二、三にせられてるよなことはあり得べからざることであり、またやつてはいけないことは明らかでありますので、そういうことは厚生省の保険局にはないと私は確信をいたしておりますわけでございます。もしこれを早急に改正すべき結論が出来ますならば、決して私は改善にやぶさかではないということを申し上げておきます。

らということで、一部負担制を五十円から百円限度まで上げるという意味の一部負担をしたわけです。しかし、非常にこれは被保険者にとって工合が悪い、また、徴収義務を持つ診療担当者にとって非常に工合が悪い、受診率が減る、早期診断、早期治療に工合が悪い、という大問題が起こって、それに対して、どうにも赤字でやり切れないから廃弃してくれ、それから政府の方も三十億を健康保険へ出す、三泣きだというようなことをいわれたことがある。ところが、それからその問題が一回つぶれて、その翌年の国会になつたときはすでに黒字になつておつた。それを全然出さないので、前の年の赤字のことで進めて、ことに社会保障制度審議会には、前の年の赤字のときの状況で、そういう状態ならやむを得ない、積極的に進めるんじやない、ごく少額の引き上げはやむを得ないと答申を、陳弁これ努めて赤字で出させておいて、翌年になつて黒字に転換しておるのにそれを諂らない、委員の構成も変わつているのに諂らない。社会保障制度審議会の設置法第二条に違反している。翌年になつて黒字に転換しておるのに、極度にこれをわからぬよう赤字だ赤字だといって、それで無理やりに、われわれの反対にもかかわらず、多数で押し切つたわけです。与党の方は、社会保障に熱心な方はばかりで、早期診断、早期治療、あれになるようなことばかりに賛成されないと思っているのだろうと思うのです。与党の方は、ごまかして、赤字だ赤字だで通

しておる。そのときはすでに黒字だつた、翌年何をしたか、保険料を引き下げた、順序を逆転されたわけです。前に保険料を高めて赤字が解消できないから、その後に一部負担制を作り、国庫負担を作つた。今度は逆に、保険料を下げる方を先にして得をするのはだが、労働者が得だとおっしゃると、これは間違いであります。得をするのは使用主であります。そういうことに便乗して実業家、資本家の方によくするような方向を先にとられ、墨字になつた。赤字のためにやむを得ないというふことなら、なぜ一部負担をもとに戻さない。国庫負担三十億はどんどん勝手に減らしておるし、公約の大違反です。国庫負担を勝手にどんどん減らしておいて、一部負担は据え置きして、資本家の騒がれる方だけやつた、そういうでたらめなことをやつておる。それを幾ら追及しても、一部負担が、初めは赤字だからといひので、途中ですりかえた。こういうものをやつておかないと、医者にかかりに来てしようがない、それを整理する意味だというふうに途中ですりかえた理屈をつけておる。その理屈が大体けしからぬ。金をとつて整理をするというような考え方には、医療保障じゃありません。健康保険はやめればいい、国民健康保険はやめればいい。それから政府は、国民皆医療をすぐに受けられるということを保険ということを推進しておるわけですね。医療保障といふものは、病気になつたときに、金の心配なしに完全な医療をすぐに受けられるということをするためにやつておる。それを逆に、一部負担をとつてブレーキをかける。何のためにやつておるのかわからぬ。ほかの役人が言うのならまだわかります。

す、わからず屋の音うことだから……。一番よく知つておる保険局がそういうことを言ひ。國民がそれは困る。國会がそれはいけないといふ。政府の最高首領者的人がそら言えは、そういうことはいけないことですね。保険局だけががんばつておる。小むすかしい理由を掲げるので、歴代の厚生大臣もあるいは總理大臣も、役人の音うことならしようがない、これを無理に押しつけても、役人に抵抗されたらその間に厚生大臣は工合が悪くなる、そういうよな憶病な厚生大臣ばかりで、間違つた考えを直せない、そういうことです。そういうことが一部負担の背景なんですよ。一部負担自体が絶対にいけないわけです。しかし、これは理解があるそうですから、國民健保のときには、あるいはほかの厚生行政一般の質問のときに譲ります。それまでに厚生大臣は、そういう間違つたことは今度は断じて改めますという答弁を今から用意していただきたい。

ちやな法律を、今言つた一部負担制を創設するときには作つちゃつた。國民のために使わなければならぬ大事な頭を、國民と逆な意味において、一部の一握りの資本家のために、それから厚生省の面子のためにその大事な頭を使つて、こういうことをやつた。

どうなるか、小さな金額の問題ですが、船主の負担がそれだけ助かるわけです。それに対しては、厚生省は、あとから船員の方に請求権があると言われる。請求権があることになつておる。

どうなるか、小さな金額の問題ですが、船主の負担がそれだけ助かるわけです。それに対しては、厚生省は、あとから船員の方に請求権があると言われる。請求権があることになつておる。

五百円になる、千円になる、そういう出せない、そういうことが起つて、國民と逆な意味において、一部の一握りの資本家のために、それから厚生省の面子のためにその大事な頭を使つて、こういうことをやつた。

どうなるか、小さな金額の問題ですが、船主の負担がそれだけ助かるわけです。それに対しては、厚生省は、あとから船員の方に請求権があると言われる。請求権があることになつておる。

五百円になる、千円になる、そういう出せない、そういうことが起つて、國民と逆な意味において、一部の一握りの資本家のために、それから厚生省の面子のためにその大事な頭を使つて、こういうことをやつた。

せていただきたいと存じます。

○八木（一）委員 厚生大臣が厚生省の責任者として、保険局の立場をかばわる親心は十分わかります。十分わかれますけれども、親心というものは、ほのかの点でいいことをされておるならそのことはほめて、十のうち一つ悪いことをされたら、間違ったことをやつたらしたしなめる。みそもそもそも一緒にかばつてもらつては困る。

それから一部負担の問題、総体的な問題についてはお答えがありましたけれども、これは理由はありません。ところは、今黒になつています、赤といふ理由がないわけですから、これはもとへ戻さなければならぬのです。そこで費用の分担の問題ですけれども、そのときは前に保険料を上げたんだから、一部負担を下げた。そしたら逆にしなければならないわけです。保険の関係者全体で費用を負担して、被保険者が病気になつたときに、費用の心配がなくて受けられるというのが医療保障の本則です。ですから、保険料を今全然いじらなくても黒字だからやめられます。しかし、そういう事態がきても、保険料を一回上げてからまた下げるんですから、一部負担をやめるということを前向きで――財政の減らしたといふようなことを、もとへ戻していくだけはいいわけです。

それから國庫負担を三十億約束したことの減らしたといふようなことを、もとへ戻していくだけはなりませんけれども、この財政の問題は、大藏

省なんかに気がねをしなくとも、一部負担をやることは十分できると思

います。これは一般的な問題ですから、後ほど十分御検討いただいて、前向きの御答弁をしていただく準備をしていただきます。これは一般的な問題ですから、その後ほど十分御検討いただいて、前向き底的に追及いたしますが、その船員保險法の方と関連があると言われるけれども、この前一部負担を――前は一部負担はなかつた。普通の健康保険に五円あつたときになかつた。なかつたのも、この前一部負担を――前は一部負担をやつてはおろしくはないだらう

うですから、一つも、やりようで工合の悪い点はないのです。ありますせん。やればなしでできるのです。事務的もへつたくろもないのです。なかつたものを、そのときには無理やりに作つてしまつた。これは船員という労働者の基準法である船員法違反である。政府の方は、法治国家で二つの法律に違反する。二つの法律があつて、そういうふうな間違つたことはまずいです。それから寒蕪は、おつしやる通り、私は今的一部負担金の問題でわからぬから大臣にお尋ねするのですけれども、船員法の第十九条の中にも、船員法の第十九条の中にも、「船員が雇人契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかるときは、船舶所有者は、三百六十日以内に必要な費用を負担しなければならない」と言つてゐるのです。だから、職務外で、こういうふうにはつきり、この問題については即刻前向きに変えていただかなければならぬ。今度の法律で変えていたくべきであると思ひます。しかし、事務的な手続がありまことに、船員法の改正がおくれたならば、その部分だけ変えて出す、そういうふうなことをお約束を願いたいと思いま

す。そこで、だんだんお話を伺つたわけですが、全部負担金の初診料を百円払えとあります。格別違法なことはやつていません。

○小林（進）委員 ちょっとと関連して。

私は今的一部負担金の問題でわからぬから大臣にお尋ねするのですけれども、船員法の第十九条の中にも、「船員が雇人契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかるときは、船舶所有者は、三百六十日以内に必要な費用を負担しなければならない」と言つてゐるのです。だから、

○高田政府委員 法律問題でござりますが、船員保險法の二十九条ノ三によつて、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない」と言つてゐるのです。だから、

○中野委員長 ただいま議題となつております五案のうち、船員保險法の一部を改正する法律案について質疑を終了するに御異議ありませんか。

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○中野委員長 次に、本案を討論に付けるのであります。別に申し出もございませんので、直ちに採決いたしました。

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 起立總員。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めました。

るとは思つておりませんけれども、少なくとも八木さんのお考えと違つておふつかつておるぢやないか。こういうふうな一つの矛盾ができたときに、それをどうなぞの御意見でございますから、今後この問題につきましてはなお十分検討いたしまして、またすみやかに改善すべし。これは保険局が何と言おうとやつてもうらわなければならぬ、これは私いつ出るかが問題であります。十分検討いたします。

○小林（進）委員 ちょっとと関連して。私はおおきな矛盾だ。これを一体大臣はどうお考へになるか。これは赤字、黒字取つていたのは、私は当然間違いじゃないかと思います。船員法違反じゃないかと思う、今まで取つていてもの

は、法制局に法の解釈はまかすべきだ。と私は思いますけれども、これは非常に大きなかつたものをお返しになりますかどうか、これは大事なことです。

○高田政府委員 お取りになつたものをお返しになりますかどうか、これは大事なことです。これは当然返すべきです。

○中野委員長 おおきな矛盾だ。これを一体大臣はどうお考へになるか。これは赤字、黒字取つていたのは、私は当然間違いじゃないかと思います。船員法違反ではないかと思います。

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

八木一男君及び井堀繁男君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。小沢辰男君。

○小沢(辰)委員 私は、三党を代表いたしまして、船員保険法の一部を改正する法律案に対しまして、次のとおり附帯決議をつけたいという動議を提出するものでございます。

○中野委員長 起立総員。よって、本案には、小沢辰男君外二名提出の動議

〔賛成者起立〕

本動議の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○中野委員長 起立総員。よって、本案には、小沢辰男君外二名提出の動議

〔賛成者起立〕

この際、灘尾厚生大臣より発言を求めるものでございます。

○灘尾厚生大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重いたしました。灘尾厚生大臣

たまらせておりませんので、これを許しました。

○永山委員 三十一年の八月に調査いたしました。

○高田政府委員 三十一年の八月に調査いたしました。お断わり申しあげておりますが、前段に申しました。

○中野委員長 呼んであります。

○高田政府委員 三十一年の八月に調査いたしました。

○永山委員 私は、議題となつておりますが、国民健康保険法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。

○高田政府委員 三十一年の八月に調査いたしました。

○永山委員 私は、議題となつておりますが、国民健康保険法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。

○高田政府委員 三十一年の八月に調査いたしました。

附帯決議をつけたいという動議を提出するものでございます。

○中野委員長 起立総員。よって、本案には、小沢辰男君外二名提出の動議

〔賛成者起立〕

この際、灘尾厚生大臣より発言を求めるものでござります。

○灘尾厚生大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重いたしました。

○永山委員 たまらせておりませんので、これを許しました。

○高田政府委員 それでは、富裕町村と當

都市あるいは町村、それについては、

全部の調査でございませんで、抽出調

査でございます。御承知願います。

○高田政府委員 今のは、調べまし

てあとでお答えいたします。

○永山委員 大体普通三倍から五倍

いうことをいわれているのですが、市

町村民税と国民健康保険税の比率が、

大体各町村別にわかれればお願いしたい

と思います。

船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、船員保険について左の事

項に努力すべきである。

一、療養給付における一部負担制度

は、船員法との関係、船員労働の

特殊性にかんがみ、早急にその改

善をはかること。

二、今次改正にかかる標準報酬最高額五万二千円は、いまだ不十分と

認められるので、可及的すみやか

に大幅引き上げをはかること。

三、年金部門の改善については、厚生年金制度の改善と併せ早急に検討を行なうこと。

以上三点の附帯決議を付したいと思

うのでございますが、この趣旨につきましては、すでに質疑の過程においていろいろ各委員から議論もございましたので、省略させていただきます

が、特に一部負担制度につきましては

廃止を要望する声がござりますので、この点にかんがみましても、三党でこ

の早期改善をはかることを決議いたしました。

以上、趣旨を申し上げました。

○中野委員長 本動議について採決い

ます。

○中野委員長 本案に関する委員会案には、小沢辰男君外二名提出の動議

〔賛成者起立〕

この際、灘尾厚生大臣より発言を求めるものでござります。

○中野委員長 本案に関する委員会案には、小沢辰男君外二名提出の動議

〔賛成者起立〕

この際、灘尾厚生大臣より発言を求めるものでござります。

○高田政府委員 全国の国民健康保険の被保険者のうちで、所得税を納めております者の比率を見ますと、大都市で大体二八%、それからその他の市で一大%、それから町村で一二%などといふことになつております。これは特に農村等におきます所得税のかけ方の違い等も勘案して考えなければならないと思

います。これによつて、所得税を納める大体考へられると思つります。

それからさらに、最も豊かだと一応世間的には考えられます東京都の国民健康保険の被保険者で見ますと、住民

税が賦課されていない世帯が大体四六%、それから住民税の均等割だけが賦課されている世帯が大体二八%、両方合わせまして約七四%で、そのほかの約二六%が所得税を納めている、それが所納稅を納めている、その状況は、賦課されていて、そのうちの約二六%が所得稅を納めています。これは要するに、國保の被保険者が、特に所得稅を納めている、そのうちの約二六%が所得稅を納めています。

○永山委員 これは全国平均ですね。そこでその平均を見るのに、市町村民税と國民健康保険税を納めている対象

健康保険税が三千六百五十九円、それから市町村民税が二千四百十三円、市町村民税に対する國民健康保険税の割合は約一・五倍といふことになります。

○高田政府委員 三十五年度の税について、一世帯当たりの國民健康保険税と市町村民税とつて見ますと、國民健康保険税が三千六百五十九円、それから市町村民税が二千四百十三円、市町村民税に対する國民健康保険税の割合は約一・五倍といふことになります。

○永山委員 これは全国平均ですね。そこでその平均を見るのに、市町村民税と國民健康保険税を納めている対象

が違つわけですね、市町村民税は國保の被保険者以外の分が入っていますから、國保の被保険者だけの市町村民税はどれだけになつてゐる。たまらせておりませんが、非常に大事なこと

がございませんが、非常に大事なこと

でございますので、実は三十七年度において国民健康保険関係の実態調査をするという予定をいたしておりますので、その場合に十分しんしゃくをいたしまして調査してみたいと思います。

○永山委員 そういう重要なことの調査ができるいないというのは、大体調査をしていないのですか、する計画もなかつたというわけですか。今計画でやりつあるのだがというわけなんですが、どういうわけでそういうことが調査していないのですか。

○高田政府委員 今までの調査では、そういうふうな区分けでの調査はいたしました。

○永山委員 それから国民健康保険の被保険者であったのが他の保険の方へ移動しつあるのですが、その率は、皆保険になつてから今日まで、どうい

うような率で移動していますか。

○高田政府委員 それでは三十七年から申し上げます。三十七年、被用者保険は、被保険者、被扶養者を合わせま

し

して約四千九百三十万、それに対しまして国民健康保険は約四千四百三十五万。三十六年、被用者保険四千六百四十三万、国民健康保険四千六百三十三万。三十五年、被用者保険四千三百三十九万、国民健康保険四千三百四十三万。三十四年、被用者保険四千六十九万、國

民健康保険三千三百五十七万。三十二年、被用者保険三千八百十六万、国民健康保険三千七百二十四万。三十二年、被用者保険三千六百三十三万、国民健康保険三千五百八十八万。こういう数字が出ております。

〔委員長退席 柳谷委員長代理着席〕

○永山委員

そこで私が問いたいことは、国民健康保険から他の保険へどう

いうように移動しているかという、その率を知りたい。それを見るには、やはり皆保険になつてからが一番公正な見方だと思います。皆保険にならぬところがござりますから比率が比較的どりにくいのですが、皆保険になつてから漸次に国保の被保険者が減つているという事実があるのですが、それは大体どのくらい減つて、どのくらいの率になつておるかということですね。

○高田政府委員 皆保険になりましたのは去年の四月でございますから、それは十分出ておりませんが、予算上の見込みとして私どもが考えておりますのは、約二百万が国保から被用者保険の方に移動しておる、かよう前に計算しております。

○永山委員 三十四年度から申し上げますと、三十四年度の実績でございますが、二三四、それから三十五年度が二四五、三十六年度はまだ推定でございますが、これが二五六、三十七年度の推定が二八三でございます。

○永山委員 それから健保の方の受診率はどうですか。

○高田政府委員 政府管掌と組合管掌と分けて申し上げます。三十四年は、

政府管掌は被保険者本人四四九、被扶養者三三三、組合管掌は被保険者本人五一八、被扶養者三八八、三十五年は、政府管掌の被保険者本人四五八、被扶養者三三五、それから組合管掌については、被保険者本人五二二、被扶養者四〇七、三十六年、七年について

はあとで申し上げます。

○永山委員 そこで、将来この率でい

ますた数字と、三十七年の予算の数字

として使いましたものとの差を申し上げたわけになります。

○永山委員 この数字以上にさらに減つてきている。大体一割くらいは、今までにおいて減つておるというよ

うに地方では見られるわけです。ただいまの政府説明の減少率は非常に少な

いのが実情でございます。かりに両者の

均衡を考えるとすれば、国民健康保険の受診率ももとと伸びるであろうし、

またその方が正しい姿であります。

○永山委員 そうすると、結局受診率は、健保の本人の程度まで伸びていく

といふことが好ましい姿であるといふ

ように考えていいんですか。

○高田政府委員 健康保険の被保険者本人まで伸びることが妥当であると断定するということは、的確な材料がないわけでございますから確言はできませんけれども、少なくとも被保険者の関係をお考えれば、国民健康保険の受診率はもっと伸びるであろうし、また伸びる

しかるべきだと考えるという意味で申し上げたのであります。

○永山委員 それでは、国保と健保の受診率は違いますが、その違うといふ原因はどこにあるか。

○高田政府委員 これはいろいろな原因があるんだろうと思いますけれども、一つは、やはり一部負担の問題もあるかと思います。もう一つは、受診率は医療機関の普及の状況、分布の状況等

については、被保険者本人五二二、被扶養者四〇七、三十六年、七年について

はあとで申し上げます。

○永山委員 そこで、将来この率でい

ますた数字と、三十七年の予算の数字

として使いましたものとの差を申し上げたわけになります。

○永山委員 この数字以上にさらに減つてきている。大体一割くらいは、

今までにおいて減つておるというよ

うに地方では見られるわけです。ただ

いまの政府説明の減少率は非常に少な

いのですが、漸次大幅に減りつつある。しかも、これは負担能力のある者が減つてきているわけです。そこでこれ

の調査も、また一年後にやって見る

といふことでなしに、やはり中間的に

調査ができるだけ正確に進めてみても

いいといふと思うのです。

○高田政府委員 その次に提案理由説明に「受診率の上昇」こう書いてあるのですが、その受診率はどういうように上昇しておるわけですか。

○高田政府委員 三十四年度から三十

五年度への医療費の実績は、大

体一五%でございます。それから三十六年度の伸びが、医療費の改訂を除きました自然の伸びが約九%でございます。自然の伸びと医療費の改訂を含めまして二〇%の伸びでございます。そ

ういう状況でございます。なお、先般

上げますと、三十四年度の実績でございましたが、二三四、それから三十五年

度が二四五、三十六年度はまだ推定でございますが、これが二五六、三十七年度の推定が二八三でございます。

○永山委員 それから健保の方の受診率はどうですか。

○高田政府委員 給付制限は大体どうい

ううになつておるわけでありますか。

○永山委員 給付制限をいたしてあります保険者の数を申し上げます

と、往診料については二百四十、全体の保険者の七%でございます。給食につきましては六百五十一、全体に対し

て一八%，それから寝具につきましては六百九十九、全休に対して一九%，歯科補綴につきましては六百七十八、全休に対して一九%，こういう状況でございます。

○永山委員 それから転帰の関係はどうなつておりますか。

○高田政府委員 三年までといたして

おります保険者の数が千八百二十五、三年ないし五年が六、それから特殊疾患について三年で、ほかの疾病は転帰

までといたしておりますのが百二十

六、転帰までといたしておりますのが千五百四十二、こういう数字になつております。

○永山委員 転帰まで無制限にすると

いろいろな考え方は、政府はどう考へておるわけですか。現在大部分は三年になつておりますが、それでは三年になつて、もうこれから見てもらわれないという者は、生活保護に転落するか医療費に悩んで私財を捨てたか、非常に困つておるわけなんですが、将来一つ三年の期限を撤廃して国保でめんどうを見てやらなければならぬのではないですか。健保の者は国保へ流れてくれる、国保で見てやらぬ限りは、どうも救うこと�이できないということになるわけです。この三年の制限撤廃をやる考え方があるかないか、また、そういう不幸の者に対してもどういふようにして救おうとしておるのであるか。

○高田政府委員 これは理想として

御質問の趣旨のように転帰までとすることが理想だと思います。ただ、そこまでいくについては、やはり保障をしていかなければならぬかよろしく考えたが、そういうものも考え方合わせなければなりませんので、具体的な実情等も勘案しながら、その辺の指導をしていかなければならぬかよろしく考えてやつております。一舉にこれを理想まで、ことし来年いつてしまふ、そこまでは現在は考えていないわけがございます。

○永山委員 そういう氣の毒な人をや

すので、これを三年という数字を取つたままにしておるのではなく、全部撤廃

につけておるわけなんですが、将来一年をこえて云々ということをございます。

○高田政府委員 御承知のように、法律では一応三年ということにして、それで市町村の具体的な事情に応じて三

年をこえて云々ということをございますので、これも三年という数字を取つたままにしておるのではなく、全部撤廃

の中で進めていかなければなりませんので、現在制度でそういうふうな制約も考慮しながら進めていくといふこと

が、いかないかと思ひます。そういうことを一つ御了承をいただきたいと思ひます。

○永山委員 保険財政という考え方でなしに、要するに、社会保障という見地で、こういうお気の毒の病人はどうしても転帰まで見るんだ、一つそういうときには、この政府がこれに対しても必要

な諸費用を出す、再保険制度を設けるとかいうような工合に、考え方をめぐらしてもらるべきではないかと思うのです。そこでこの給付制限を撤廃するよ

うに政府の方は御指導なさつていると聞かれて、これはどういうふうな思ひ方針でやつておりますか。

○高田政府委員 給付制限を撤廃するという方向で指導をいたしておりますが、特に今回、国庫負担率が引き上げ

になりました機会をとらえまして、さ

れぞれのくらべて、国庫負担率が引き上げましたから、それが

何%か、それから今度自然に医療費が増加する分が何%ですか。——

○高田政府委員 三十六年度に比べまして、約一五%の伸びと考へております。

○永山委員 三十七年度に比べまして、約一五%の伸びと考へております。

○高田政府委員 三十七年度、一五・七%と見込んでおります。

○永山委員 そうすると、三十七年度は一五・七%が改訂分、それから今度

自然に増加する分が何%ですか。——

○高田政府委員 三十六年度における医療費の増高は、局、われわれの見通しは、それを合わせればどうしても三〇%以上だと思

うことです。去年の算定で、やはり医療費の増高と、給付制限を撤廃することに

よつての上昇見込みは、三三・九%か三五%という算定を政府はしているわけ

です。それに加えて、まあ改訂分の緊急是正が入るわけですから、給付

制限は去年もやつていますから、そ

うことを勘案しましても、少なくとも三五%以下といふことはないと思

うですね。それも一つあとで願いたい。総医療費に対して医療費改訂による分が

何%になるか、それから今度医療費の

増高が何%になるか、それから今度給付制限が総医療費に対しても何%になるか。給付制限は政府は二%と言います

が、総医療費に対して、まあ五%以上絕對ですわね。

そこで、私が質問しようとするところは、政府の方では、保険財政の健全化のために五分の引き上げをした、こ

う言われるわけですが、その五分の引

き上げでは、保険財政の健全化も何に

もできないということなんです。それ

で、この二割五分の補助率でよろしい

かということになるわけです。まあ語

を変えて言えば、保険料の負担能力が

乏しい低所得者層、それがますます低

所得者層に転落しておるわけですね。

他の保険へ吸収されて、国保は負担能

力のない者の層へどんどん落ちている

といふことが一つ。この国保被保険者

減少の本年度の見通しを出してもらわ

なければならぬ。大体一割は減つてい

るのですよ。さらりとどんどん減つてい

る。それから、今度受診率は、これは

上がることが好ましいので、少なくとも健保くらいまで上がるといふことです。それから今度受診率は、これは

減少の本年度の見通しを出してもらわなければならぬ。大体一割は減つてい

るのですよ。さらりとどんどん減つてい

る。それから、今度受診率は、これは

減少の本年度の見通しを出してもらわ

なければならぬ。大体一割は減つてい

るのですよ。さらりとどんどん減つてい

る。それから、今度受診率は、これは

減少の本年度の見通しを出してもらわ

ら、そればいいわけです。ただ、これは大臣の答弁を求めねばならぬところですが、まあ一つ大臣にかわって、保険局長は、これで國財政はとにかく健全だ、大丈夫だという觀点に立つておるかどうかですね。

○高田政府委員 今回五分の引き上げに伴つての予算増は、御承知のように約七十九億でございます。それに対しまして、医療費の改訂による保険料にはね返つてくる額として考えておりますが大体六十億 従つて、医療費の改訂との関連を考えれば、まあ五分引き上げでもなお予算の方が多いと思ひ、こういうことになるわけであります。

それから、被保険者一人頭について見ました場合に、三十六年度における被保険者一人当たり保険料が九百七十五円、それに対しまして國庫負担率の引き上げ等に関連をして三十七年度の保険料が九百六十五円、三十七年度は推定ですが、大体そういうふうになつております。

それから先ほどお尋ねの数字でございまます、医療費の改訂に伴います医療費の伸びが一五・七%、自然増が一〇%、給付制限の撤廃に伴うものが二%、そういうふうになつております。

○永山委員 一世帯当たりの保険料の調定額は、三十六年度が四千五十円、それから三十七年度が四千三十一円、兩方ともこれは推定でござります。

○永山委員 完全にその推定は間違つておるのですからね。これが減るとい

うようなことはもちろん実質的にはないし、三十七年度の予算はみんな組んでいるのです。それを一つ至急に取り寄せてごらんになつてもいいし、要所要所抽出してとりあえずとつてごらんなさい。これはもう、少なくとも国保保険税は一世帯当たり平均五千円くらいになつています。それで三十七年度は保険料が減るというようなことも考へられないことですし、全然実感から離れているのですよ。

○滝井委員 関連して。今の一世帯当たりの保険料を、もう少し前の三十二年ごろからずつと見てみてくれませんか。実は昨年、森本さんが局長のときに、私の質問に対して答えたのは、三十五年で三千七百円くらいで、そして三十六年の推定は四千百二十円といふことになつております。ところが、これが六十円ちょっととばかり下がつておるので、保険料といふのははずつと上がつてきています。ところがこれは、三十七年になつて五分の國庫負担の引き上げがあつたといつております。

それから先ほどお尋ねの数字でございまます、医療費の改訂に伴います医療費の伸びが一五・七%、自然増が一〇%、給付制限の撤廃に伴うものが二%、そういうふうになつております。

○高田政府委員 一世帯当たりの保険料の調定額は、三十六年が三千三百十四円、三十四年が三千五百六十七円、三十五年が三千八百六十四円、三十二年が三千四十六円、三十三年が三千三百十四円、三十四年が三千五百六十七円、三十五年が三千八百六十四円でございます。なお、御参考に申上げますと、一人当たりの三十七年の保険料調定額は、先ほど申し上げましたように九百六十五円でございますが、これは國庫負担率二割五分の場合と二割五分の場合の差額百九十四円でありますて、かりにこれを二割だつたとして考えますと、一人当たり一千百五十五円、従いまして、二割の場合でありますて、かりにこれを二割が、結局五分の引き上げに伴つて保険料を上げずに済んだ、そういうような考え方があるが、確かにこの計算が残つてゐるのだから、そこで保険料はいけるだけ計算をしていて、負担力のある者が出ていて、負担力のない者が減り、それが非常に実質的に高くなる。

○永山委員 私が前に申し上げましたように、いろいろな資料をもう少しぞろえて全部見せてもらいたい。といふ計への繰り入れがどうなつてゐるか、これまでのところが三十七年度は五分を上げた、五分を上げたために今度はダウントするのだ、こういう理論以外にないのです。それから被保険者が実質減つておる、その減った被保険者というも

のは金があつたのだから、二百万人上向る状態になりますので、従つて、保険料が下がるというようなことはほんの少しあります。それで、今段階において、来年度どれだけ繰り入れるかということを、数字をもつて申し上げることは困難でございます。ただ、建前はそちらでござりますけれども、従来の例では、一般会計から特別会計へ相当繰り入れを続けております。その傾向は、昭和三十三年度には一般会計から三十五億度は三十四億、それから昭和三十五年度は四十九億でございますが、このうち東京都が国民健康保険をやるようになりますと、大体三十六億程度でござります。従いまして、大体三十三年度から三十五年度まで、東京都の特別区の問題を除きますならば、大体三十五億前後繰り入れておるということになつておるのをございます。従つて、この額はあまり動いておりませんので、来年度も、やはりこのままの状態であります。それで、この点を一つよく計算をしておると思います。その点を一つよく計算をしておる。その点を一つよく計算をしておる。その点を一つよく計算をしておる。

○松島説明員 明年度において一般会計から国民健康保険会計への程度繰り入れるかというお尋ねでございますが、私は、私どもの方といたしますので、大都市はやはり給付率が七割あるいは六割といふような関係等も

あわせて、一般会計の繰り入れは非常に増高をしておるというように、実質的に、実際にあるんです。今年度の見通し等もわからぬでしようが、これに対して自治省の方はどういう見解を持っておられるわけですか。なお、保険税の軽減をすべきであるということを、方針を打ち出しておられるわけですが、その軽減をする方法は、どういうふうにしようというお考えでありますか。

○松島説明員 一般会計と国民健康保険会計との負担の問題でございますが、現在、健康保険にいたしましても、他の医療保険にいたしましても、その他の医療保険にいたしましても、園と被保険者と申しますか、受益者と申しますか、それぞれ費用を負担をして保険をやっていくというのが普通になつておるわけであります。その間に、地方公共団体がその負担をもつて事業をやるというの、現在ほかの保険はないわけでござります。従いまして、社会保険の一環として国民健康保険だけが市町村の負担のもとにやらなければならぬのかどうかという問題も、当然問題として考えられるわけです。が、私どもは、現在の建前と申しますか、仕組みは、やはり国の財政援助と受益者の負担によってまかなわれていくのが建前じゃなかろうかと考へておるわけであります。従いまして、従来の町村の一般会計からの負担において国民健康保険が運営されるような事態がないように、国の援助と申しますか、補助と申しますか、そういうものを引き上げていただくようにお願いをして参つておるのでございます。もちろん、いろいろな医療保険の制度をどういうふうに今後持っていくかといふことも

あります。が、今段階では、従来の考え方をとつて参るつもりであります。

〔柳谷委員長代理退席 委員長着席〕

○永山委員 自治省としては、一般会計の繰り入れは好ましからざるものであります。しかし、やはりその本来の保

計の繰り入れは好ましからざるものであります。が、そうすると、國の補助を増さなければ、どうしても一般会計からの繰り入れは止めることができぬという

ことになるわけです。その点から見て

も、今の五分の引き上げでは保険財政の健全化ということにはならない。一般会計からの繰り入れを止めれば大体一割上がる。そうすると、それだけでもう、もう五分上げなければ、一般会計からの繰り入れは止められないという

ようになります。

○永山委員 要するに、最後の言葉でもわかるように、結局理想からいえば國の負担と受益者負担でいくということが望ましい。しかし、現段階では

町村補助も現実にやつてあるから、やむを得ぬ措置として法に認められてお

るからといふ考え方ですが、そこで結

局二割五分ではどうすることもできぬ

情勢だ、そこで国保に対する國庫負担は引き上げなければ国保財政の健全と

いうことは成り立たぬといふに感

じておるわけであります。きょうは

一応この程度で質問を打ち切りたいと

思います。

○中野委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十五日午前十時より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

〔参考〕  
船員保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第六四号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

のからすれば、保険料でまかなうし、それで不十分な点は國庫負担でまかなうという仕組みが、これはやはり一つの考え方だと思いますが、しかしながら國民健康保険法の七十五条に、御承知のように都道府県及び市町村は補助

金を交付したり、あるいは貸付金を貸し付けたりすることができるということになっておりますので、あえてこれを制度的にいけない制度だということを否定するという趣旨ではないの

だろと思ひます。積極的に都道府県及び市町村の財政の許す範囲において

この規定を活用することについては、これはいなやを申すべき筋はないと思

います。しかし、やはりその本来の保

険料、あるいは国庫負担を含めた意味

で、否認をすることは、結局理想的な

だらうと思ひます。しかし、やはりその本来の保

険料で、このままでは、結局理想的な

だらうと思ひます。

〔参考〕  
社会労働委員会議録第十三号中正誤

一五  
行誤  
正  
資格未取得引揚医師の例受験資格特  
殊例措置に關する請願  
〔別冊附録に掲載〕